

第2章 計画の基本理念、計画の方向性

1. 基本理念と計画の方向性

(1) 基本理念

子ども・子育て支援は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの立場に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準とすることが重要です。

こうした認識に立ったうえで、『**すべての子どもが心身ともに健やかに成長できるまち・はんだ**』を基本理念とし、少子化や子どもを取り巻く家庭や社会環境の変化の中で子どもにしっかりと向き合いながら、質の高い教育・保育や子育て支援サービスの安定的な提供等を、この計画に的確に位置づけ、子どもの健やかな成長を保障していくこととします。

<計画の基本理念>

すべての子どもが心身ともに健やかに成長できるまち・はんだ

(2) 計画の方向性

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえ、現行の半田市総合計画の施策の方向性に沿って、本市の他の関連計画とも整合を図りながら、子ども・子育て支援に係る各事業を推進するための計画として策定しています。

2. 子どもの権利の保障

子どもや子育て家庭への支援を通じて子どもの健やかな成長を目指すうえで、子どもを取り巻く全ての人々が、子ども一人ひとりがかけがえのない存在であることを前提とすると同時に、子どもが周りの人に大切にされ、愛されながら、自分に自信をもって育っていくことを広く保障しなければなりません。

その点で、子ども自身が健やかに育つために必要な権利を明らかにし、その環境づくりに大人は取組まなければならないと言えます。こうした考え方に立ち、次に示す子どもにとっての権利の保障を念頭に、第4章に示す「施策の展開」に基づき、事業の推進を図る必要があります。

(1) 安心して生きる権利

- ・命が守られること
- ・かけがえのない存在として、愛情と理解をもって育まれること
- ・年齢や発達にふさわしい環境のもとで生活すること
- ・平和で安全な環境のもとで生活すること
- ・健康に配慮され、適切な医療が受けられること
- ・あらゆる暴力や犯罪から守られること
- ・あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと

(2) 一人ひとりが尊重される権利

- ・ありのままの自分が認められること
- ・個人の価値が尊重されること
- ・自分の考えを自由に持ち、表現することができること
- ・自分に関係することを年齢や発達に応じて自分で決めること
- ・プライバシーや名誉が守られること
- ・安心して過ごすことができる居場所をもつこと
- ・自分の持っている力を発揮できること

(3) 豊かに育つ権利

- ・友達をつくること
- ・様々な世代の人々とふれあうこと
- ・芸術、文化、スポーツなどに親しむこと
- ・年齢や発達に応じ、学び、遊び、休息することにより、のびのびと育つこと
- ・様々な人、自然、社会、多彩な文化とのかかわりの中で、他と共生し、社会の責任ある一員として自立していくこと
- ・夢を抱き、それに向かって挑戦すること

(4) 主体的に参加する権利

- ・自分たちの意見が尊重されること
- ・年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること
- ・必要な情報を大人や社会に求め、集めること
- ・自分の気持ちや意見を表明する機会が与えられること
- ・意見を表明するために、必要な情報の提供や支援を受けられること